

## ○ オペレーティング・リース取引に係る借手の申告調整について(消費税分割控除を含む)

企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(以下「会計基準」といいます。)を適用する法人が、法人税法第53条第1項に規定する賃貸借取引(以下「オペレーティング・リース取引」といいます。)によりそのオペレーティング・リース取引の目的となる資産の賃借を行った場合には、その契約に係る費用として計上された金額と同項の規定によって損金の額に算入される金額に差異が生じることがあります。そこで、本資料では、その差異が生じた場合に必要な申告調整を示していますのでご参照ください。

なお、本資料で示したものは、申告調整の一例であることから当該処理に限られるものではありません。

### 【設例】

- 1 顧客(以下「借手」といいます。)は、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「適用指針」といいます。)第5項に従って、当該契約は同項のリースを含むものと判断しました。
- 2 当該契約に係る取引は、オペレーティング・リース取引に該当します。
- 3 リース開始日 X1年4月1日
- 4 借手のリース期間 5年(会計基準第38項に従って、耐用年数を5年としています。)
- 5 リース料 月額1,000千円(借手のリース期間の月額リース料の合計額:60,000千円、支払:毎月末)消費税10%、毎月100千円
- 6 借手の減価償却方法 定額法(減価償却費は、四半期ごとに計上するものとします。)
- 7 借手の追加借入利率 年8%(借手は、サプライヤー(以下「貸手」といいます。)の計算利率を知り得ません。)
- 8 借手の付随費用 零
- 9 借手の見積残存価額 零
- 10 決算日 3月31日

※ 上記のオペレーティング・リース取引に係る資産及び負債並びに費用以外は考慮していません。

## ○ リース負債及び使用権資産の算定

利息相当額を利息法で会計処理する場合(会計基準第36項、適用指針第39項参照)

借手が貸手の計算利率を知り得ない場合に該当するため、借手の追加借入利率である年8%を用いて借手のリース料60,000千円を現在価値に割り引くと、次のとおり49,318千円がリース開始日におけるリース負債及び使用権資産の計上額となります(適用指針第37項参照)。

$$\frac{1,000}{(1+0.08 \times 1/12)} + \frac{1,000}{(1+0.08 \times 1/12)^2} + \dots + \frac{1,000}{(1+0.08 \times 1/12)^{60}} = 49,318 \text{千円}$$

【借手の処理例】

● X1期（リース開始期）

【X1期の会計処理（抜粋）】

- X1年4月1日（リース開始日）  
 (借) 使用権資産 49,318千円 (貸) リース負債 49,318千円
- X1年4月30日（第1回支払日）  
 (借) リース負債 671千円 (貸) 現金預金 1,100千円  
 支払利息 329千円  
 仮払消費税 100千円
- X1年6月30日（第3回支払日・第1四半期決算日）  
 (借) リース負債 681千円 (貸) 現金預金 1,100千円  
 支払利息 319千円  
 仮払消費税 100千円  
 (借) 減価償却費 2,466千円 (貸) 減価償却累計額 2,466千円
- X2年3月31日（第12回支払日・決算日）  
 (借) リース負債 722千円 (貸) 現金預金 1,100千円  
 支払利息 278千円  
 仮払消費税 100千円  
 (借) 減価償却費 2,466千円 (貸) 減価償却累計額 2,466千円

【参考：X1期の会計処理（抜粋）の計算過程】

- X1年4月1日（リース開始日）  
 リース負債及び使用権資産の算定：前頁参照
- X1年4月30日（第1回支払日）  
 利息分：49,318千円×8%×1か月/12か月=329千円  
 元本分：1,000千円-329千円=671千円 月末元本：49,318千円-671千円=48,647千円
- X1年6月30日（第3回支払日・第1四半期決算日）  
 利息分：47,972千円×8%×1か月/12か月=319千円  
 元本分：1,000千円-319千円=681千円 月末元本：47,972千円-681千円=47,291千円  
 減価償却費：49,318千円×1年/5年×3か月/12か月=2,466千円
- X2年3月31日（第12回支払日・決算日）  
 利息分：41,684千円×8%×1か月/12か月=278千円  
 元本分：1,000千円-278千円=722千円 月末元本：41,684千円-722千円=40,962千円  
 減価償却費：49,318千円×1年/5年×3か月/12か月=2,466千円

【X1期の会計処理（総額）】

(借) 使用権資産	49,318千円	(貸) リース負債	49,318千円
(借) リース負債	8,356千円	(貸) 現金預金	13,200千円
(借) 支払利息	3,644千円(不)		
(借) 仮払消費税	1,200千円		
(借) 減価償却費	9,864千円	(貸) 減価償却累計額	9,864千円

【期末の貸借対照表】  
 リース負債：①40,962千円 使用権資産：②49,318千円 減価償却累計額：③9,864千円

【法人税の取扱い（訂正仕訳）】

(借) リース負債	①49,318千円	(貸) 使用権資産	②49,318千円
(借) 賃借料	⑤12,000千円 (課税仕入)	(貸) リース負債	④8,356千円
(借) 減価償却累計額	⑥9,864千円	(貸) 支払利息	⑤3,644千円
		(貸) 減価償却費	⑦9,864千円

※ 会計処理と法人税の取扱いとの差異（訂正仕訳）を以下の別表で申告調整します。

＜別表四＞所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

区 分	総 額	処 分	
		留 保	
	①	②	
当期利益又は当期欠損の額	1 △13,508千円	△13,508千円	
加算			
支 払 利 息 否 認	10 ⑤ 3,644千円	3,644千円	
減 価 償 却 費 否 認	⑦ 9,864千円	9,864千円	
減算			
貸借取引に係る費用の損金算入額	21 ⑥ 12,000千円	12,000千円	
仮 計	23 △12,000千円	△12,000千円	

＜別表五（一）＞利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ① - ② + ③
		減	増	
	①	②	③	④
利 益 準 備 金	1 円			
積 立 金	2			
リ ー ス 負 債	3	④ 8,356千円	① 49,318千円	① 40,962千円
使 用 権 資 産	4		② △49,318千円	② △49,318千円
減 価 償 却 累 計 額	5		⑥ 9,864千円	③ 9,864千円
差 引 合 計 額	31	0千円	8,356千円	9,864千円

※ 別表五(一)「④」欄において、期末の貸借対照表に計上された科目は調整されます。